

# 当所からの要望・請願により 工場立地法に係る緑地面積率等が緩和されました

高砂市や姫路市など、県内でも既に10以上の市町で緩和されている「緑地面積率」。加古川市内の企業から「近隣地域と比べ条件が悪い」などの声があったため、当所から加古川市へ要望、加古川市議会へ請願していましたが、3月の市議会で緩和条例案が可決され、4月1日より施行されました。  
 今月は『工場立地法』『緑地面積率』と、その緩和された内容や経緯について特集します。

(加古川市の) 新たな基準について

	準工業地域	工業地域 工業専用地域 市街化調整区域	その他の地域 (住居・商業系等)
環境施設面積率	25%以上 ➔ <b>15%以上</b>	25%以上 ➔ <b>10%以上</b>	25%以上 ➔ <b>変更なし</b>
緑地面積率	20%以上 ➔ <b>10%以上</b>	20%以上 ➔ <b>5%以上</b>	20%以上 ➔ <b>変更なし</b>
	緑地面積に算入可能な重複緑地の割合 25% ➔ 50%まで		

工場立地法の要件を満たさない工場を新設・変更する際でも、県の条例による届出の対象となる場合があり、この緑化基準についても緩和されています。(届出の詳細について詳しくは加古川市HPをご覧ください。)

### ◆工業立地の適正化に関する条例(兵庫県)による届出

要件 敷地面積 1,000㎡以上 9,000㎡未満

### ◆環境の保全と創造に関する条例(兵庫県)による届出(緑化義務あり)

要件 敷地面積 5,000㎡以上 9,000㎡未満 または 建築面積 1,000㎡以上

	準工業地域	工業地域 工業専用地域	市街化調整区域	その他の地域 (住居・商業系等)
敷地面積 5,000㎡以上9,000㎡未満 かつ建築面積 3,000㎡未満	敷地面積の 20%以上 ➔ <b>10%以上</b>	敷地面積の 20%以上 ➔ <b>5%以上</b>	敷地面積の 20%以上 ➔ <b>5%以上</b>	敷地面積の 20%以上 ➔ <b>変更なし</b>
敷地面積 1,000㎡以上5,000㎡未満 かつ建築面積 1,000㎡以上3,000㎡未満	空地面積の 50%以上 ➔ <b>25%以上</b>	空地面積の 50%以上 ➔ <b>12.5%以上</b>	緑化届出の 義務なし	空地面積の 50%以上 ➔ <b>変更なし</b>

## 工場立地法とは?

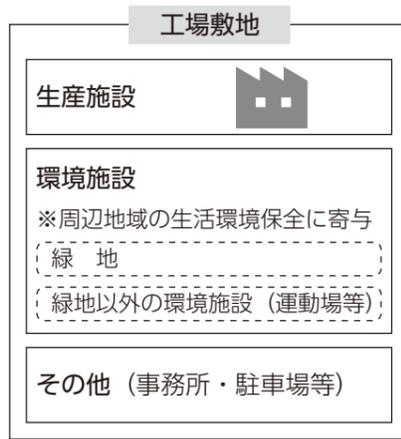
### 趣旨

工場立地法は、高度経済成長を背景に進んだ工業化に伴う、公害問題や地域環境、自然の喪失に対する対策として制定されました。この法では、一定以上の規模を有する工場を対象に緑地面積等について規制し、企業の社会的責務として、企業が進んで工場の緑化等を行い、積極的に地域の環境づくりに貢献することを求めたものであり、工場立地の段階から周辺の生活環境と調和を図ることを義務づけています。

### 緑地

「緑地」とは、樹木や芝が生育している区画された土地を指しており、高木・低木による制限はありません。多くの工場は、この「緑地」と「緑地以外の環境施設」を合わせた「環境施設」と、「生産施設」、駐車場や事務所など「その他」の敷地で構成されています。「緑地以外の環境施設」とは、「例えば噴水や池等の「修景施設」、野球場・テニスコート等の「広場、

屋外運動施設」、浸透管・透水性舗装地等の「雨水浸透施設」などを言い、他には屋内運動施設や教養文化施設、太陽光発電施設などです。  
 今回緩和されたのは、この「環境施設」と、その環境施設を構成する「緑地」の、敷地に占める面積率です。



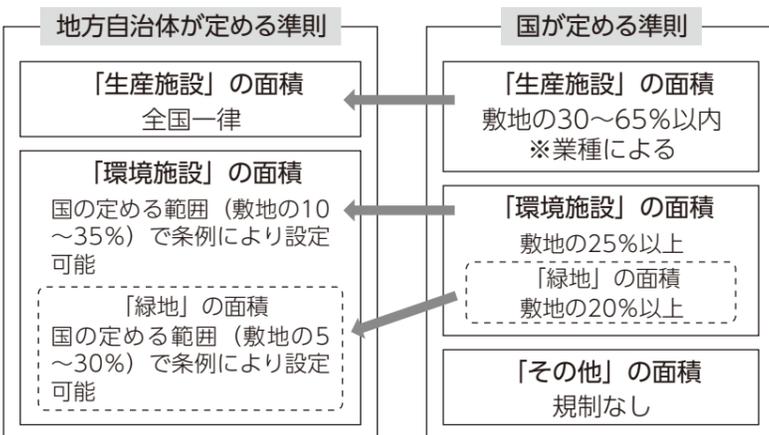
### 対象となる工場

業種および規模について、次の両方を満たす工場が対象となります。

- ◆業種 製造業または電気・ガス・熱供給業(水力・地熱発電所及び太陽光発電所は除く)
- ◆規模 敷地面積9,000㎡以上、または建築面積3,000㎡以上

## 規制緩和の経緯

昭和49年施行の工場立地法では、敷地面積の20%以上を緑地化し、その緑地を含む25パーセント以上を環境施設として整備するよう義務付けられています。  
 現在、この面積率は国が定めた範囲で、地域の実情に応じ市町村が条例で緩和できるようになっています。



【近隣各市町における工場立地法に基づく緑地面積率の緩和状況】

	実施年	緑地面積率	
加古川市	R3	工業、工専、調整区域	5%以上
		準工業地域	10%以上
高砂市	H19・R1	工業専用地域	1%以上※
		工業地域	5%以上※
姫路市	H24	工業、工専、調整区域	5%以上
		準工業地域	10%以上
		その他地域	20%以上
播磨町	H28・R2	新島、東新島のみ	1%以上※
		新島、東新島以外の工業、工専区域	10%以上
明石市		準工業、工業、工専、調整区域	20%以上

※は地域未来投資促進法に基づく緩和

兵庫県内ではすでに高砂市など10以上の市町で緩和されていますが、加古川市内で一定以上の規模を有する工場では、この緑地面積率をクリアしなければならず近隣の地域と比べ条件が悪くなっています。